



福用協第63号
平成25年11月29日

厚生労働省
老健局振興課長 殿

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 末島 賢治



次期介護保険制度改正に関する要望について

当協会は、福祉用具の健全な提供を図るため福祉用具供給事業界において、組織的な取り組みを行っております。

次期介護保険制度の改正について、社会保障審議会等で検討されているところであります。が、当協会として、以下の通り要望をまとめましたので、是非ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

1 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

「複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。」（以下、「セット価格」という。）について

セット価格について、導入しないこと。

（理由）

- ① セット価格が認められた場合、一物一価の原則に抵触するおそれがあるのではないかと思われること。
- ② 福祉用具の貸与価格については、自由価格により市場原理が機能しており、公正な価格競争により既に成果として十分に表れていること。

福祉用具貸与 1件あたり費用額（9月審査分）			単位：円
	平成19年	平成22年	平成25年
特殊寝台	9,890	9,390	9,142
車いす	7,396	6,954	6,600
手すり	3,007	2,818	2,771
全体	4,419	4,062	3,777

※全体は福祉用具全ての平均である。

- ③ セット価格の組み合わせ及び減額は複雑多岐にわたり、効率化・適正化に結

びつくとは思われないこと。また、無用な混乱を招くおそれがあるのではないかと思われること。

- ④ セット価格を行うか否かは、事業者の自由な選択とのことであるが、一方で、導入の理由が効率化・適正化ということであり、無理があるのではないかと思われること。
- ⑤ 多種多様な価格設定が必要となり、多額な費用をかけたシステム変更や事務作業量が増大し、多大な負担となること。

2 福祉用具貸与のみのケースの介護支援専門員の在り方について

- 「福祉用具貸与のみの簡素なケースについては、モニタリングの在り方を見直すこと。」について

福祉用具の活用については、要介護者の自立支援のため今後ますます重要なものとなっていくものと認識しており、そのためには、従前にも増して、介護支援専門員と福祉用具専門相談員との連携が必要であり、適切な指導を行わみたいこと。

3 専門的知識及び経験を有する者の配置の促進について

「福祉用具に係るさらなる専門性向上等の観点から、福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置の促進すること。(省令等改正)」について

福祉用具専門相談員の専門性の向上については、当協会としても極めて重要な課題であると認識しており、「福祉用具選定士認定研修」を実施するなど、資質の向上に努めているところであります。また、当協会に「教育・研修事業検討委員会」を設置し、厚生労働省の意向等も踏まえ、現在、研修内容の充実等について検討しているところでもあります。

つきましては、適切な配置の促進の対象として「福祉用具選定士認定研修」を取り上げられますよう検討されたいこと。

また、配置の促進にあたっては、事業所の人員及び費用等に過重な負担とならないよう配慮されたいこと。

4 要支援者の地域支援事業への移行について

社会保障審議会介護保険部会にて検討されておりますが、福祉用具貸与・販売について、地域支援事業（総合事業）に移行することとされた場合、次の事項に配慮されたいこと。

- (1) 要支援者に対する福祉用具貸与については、地域支援事業に移行した場合でも、自立支援の観点から福祉用具サービス計画に基づき継続的にサービスが提供できるよう

配慮されたいこと。

- (2) 保険者により福祉用具貸与サービスについて、著しい格差が生じることのないよう十分な配慮及び指導を行われたいこと。
- (3) 保険者による事業者指定の場合、入札制度の導入等により特定の福祉用具貸与事業者に限定されることのないよう指導されたいこと。